報　告　事　項

令　和　４　年　３　月　定　例　会

令和４年３月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件　　名	ページ
7	損害賠償の額を定める専決処分について	5

令和４年報告第７号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第２項の規定により報告する。

令和４年３月22日提出

岡崎市長　中　根　康　浩

専　決　処　分　書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年３月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和４年２月17日専決

岡崎市長　中　根　康　浩

１　損害賠償額

425,150円

２　事故の概要

令和４年１月４日午後０時15分頃、岡崎市羽栗町字片井上呂地内の丁字路において、救助出場中の救助工作車が西進右折した際、車両右側面が相手方所有のカーポートに接触し、当該カーポートを損傷する損害を与えた。